

を炭坑附近に散布したるものあり。

六月二十 二十一日

二十日夜本社より重役二名来坑し種々打合の上二十一日午前十一時炭坑事務所に於て争調會代表者四名と會見して島田重役より、

會社の經營状態よりして要求に應じ難し、

被解雇者は希望に依り新に採用す、

退坑者には規定の手當を支給す、

とて義に受領したる要求書を返戻したるに争調會代表者は之に對し反對意見を述べたるも彼を言を清り約五十分にて會見を終る。

かくて交渉不納に終つたので隣接せる炭島炭坑炭坑主林島貞勝氏が炭坑側解散の下に調停を開始し午後二時より

争調會幹部に別項の條件を呈して解決方を断絶したのである。

而して炭坑側には解雇されたの内比較的優待なる者は若草に依り復職を希望せんとする実情あり、之に對して坑夫側は無條件復職を希望する者あり、且つ調停案に對しても過半数は之を承認せんとしかくして争調會の結束處るゝに照り、其後別段の行動に出でず、一般職者も平等に對し二十一日の入坑者百三名に及び炭に自然解決の狀態となつたのである。

十、調停案（解決條件）

(1) 炭坑當局の發表したる十四日分の豫計手當及解雇放費

○外炭島貞勝個人被解雇者各自に金一封（十圓及至三十圓）を支給す。